

議案第 2 号

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年 2 月 14 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。